

# 第一回締約国会議に先立った、核兵器禁止条約(TPNW)第6条及び7条の履行

マンフレッド・モーア教授・博士

IALANA理事／ICBUW共同議長

IALANAウェビナー "核被害者に正義を！"

2022年3月14日

# 1. 組み込まれたTPNW

- (ついに)核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の影響に焦点を当てた幅広い運動の結果として、禁止条約が成立した。  
(ICAN、IALANAなどがサポート)
- 一般的な国際法(国際人道法[IHL]、人権法[HRL]など)やその他特に核兵器についての国際法(NPT、実験禁止、非核地帯など)にリンクしている。
- さらに:慣習国際法(「法として認められた慣行」)の関連性 - TPNW自体が慣習法の「法を作る条約」を表現することが可能。
- ICJ1996年勧告的意見: 核兵器の威嚇や使用は、一般に武力紛争で適用される国際法の規則に反する(=例外や「抜け穴」のない根本規範)。

## 2. 環境と戦争



1945年8月6日、  
原爆「リトルボーイ」  
投下後の広島。

クウェートの油田がイラク軍によって放火される。



## 2. 環境と戦争

- 一般的かつ刷新的な国際的議論 - 環境保護および気候変動問題(「ミッシングリンク」)とも関連している。
- 国際法委員会(ILC):  
武力紛争に関連した環境の保護に関する原則案(PERAC)
- ハーバード・ロー・スクール、紛争と環境観測所(CEOBS):  
毒性戦争残存物の被害者を支援するための原則
- 11月6日 :戦争と武力紛争による環境搾取防止のための**国際デー**
- はっきり言って、目的は戦争を非合法化することであって、緑化(環境にやさしく)することではない...!

### 3. 被害者の視点



### 3. 被害者の視点

2015年広島で開催，世界核被害者フォーラム

:宣言(下田事件とICJ勧告的意見に言及)、世界核被害者の権利憲章要綱草案(賠償まで)

- 人道的軍縮の概念 - 被害者中心のアプローチと「理想的」な解決策ではなく実用的な解決策
- 最も弱い立場にある人々(子どもや女性など)の保護と権利 - 先住民など
- 武器が使われなかったり、なくなったとしても、重要であることに変わりはない…。

## 4. 多面的な法的アプローチ

- 被害者保護と環境保護は、4つの主要な法的分野に基づくか、基づかせることが可能。
- 軍縮法 - TPNWのようなもの
- IHL(国際人道法)-区別の原則、文民および環境保護に関する規則
- 人権法 - (ダニエル・リエティカーのプレゼンテーション)
- 環境法 - (エミリー・ガイラードのプレゼンテーション)
- さらに: 予防原則(環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響や被害の因果関係を科学的に証明されていない場合でも、予防のための政策的決定を行う)やその他(均衡性等)の一般的な法原則
- 並列適用 - 「特別法優先」というほどのルールではない。
- 複雑な図式 - 専門知識と情報交換が必要

## 5. 第6条における被害者に対する援助と環境の修復

### 第6条

#### 被害者に対する援助及び環境の修復

1 締約国は、自国の管轄の下にある個人であって核兵器の使用又は実験によって影響を受けるものについて、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、差別なく、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、並びにそのような個人が社会的及び経済的に包容されるようにする。

2 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に関連する活動の結果汚染された地域であって、自国の管轄又は管理の下にあるものについて、当該汚染された地域の環境を修復するため必要かつ適切な措置をとる。

3 1及び2の規定に基づく義務は、国際法又は二国間の協定に基づく他国の責務及び義務に影響を及ぼすものではない。



## 5. 第6条における被害者に対する援助と環境の修復

- 重要かつ実用的な効果を持つ積極的義務
- 支援 - 年齢や性別に応じた支援、心理的支援
- 非常に重要なのは、社会的・経済的な包摂を目指すという点。
- 全体：被害者の真のニーズと権利に基づく必要があるため、金銭的補償だけではない。
- 因果関係に関して論争がある場合：因果関係の推定による適用（指定疾病のように、必要な証明や発生を伴わないものなど）

## 6. 責任の共有

- 主な責任：領域国または影響を受けている国 - [援助にあたり]最善の立場にある
- 従って、核兵器国が条約に加盟しなくてもTPNWの規則は実効的
- 6条3項：国際法（＝TPNW組み込み）または二国間協定に基づく他国の義務に影響を与えることなく可能（例：1983年米国-マーシャル諸島協定）
- 7条6項：核兵器使用国の特定の責任 - （要注目）国際法の下で存在する他の義務に影響を与えることなくとの但書
- 独自の定式 - 道徳的性質だけでなく法的性質も持つ

## 7. 協カスキーム

### 概要(第7条 1-6項)

- 国際協力という国際法の一般原則に従う。特に核兵器による環境破壊と被害者救済の文脈の関連では、被害を受けた国は(多くの場合)対処することができない。
- 典型的な特徴(人道的軍縮の場合): 援助を求め、受ける権利 - 援助を提供できる締約国による援助
- 特に国連と赤十字の世界における、制度化された、あるいは組織化された援助への言及。



## 8. 実施

- 最も重要なこと(被害者に手を差し伸べるために): 国内での取り組みの重要性。第1セッションでの司法の経験を参照。
- TPNWの個別規範 - 第5条「国内実施」-開かれた幅広い規定のされ方。
- 特定の必要性 - (第1回)締約国会議の課題 - 国内行動計画、報告などの監督手続きなどを含む本格的な実施体制に到達することを目指す。
- カザフスタンとキリバスが主導する第6条と第7条の実施に関する協議プロセスの一部 - 私たちの側からも若干の意見あり

**Human Rights Council  
Complaint Procedure Form**

- You are kindly requested to submit your complaint in writing in one of the six official UN languages (Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish) and to use these languages in any future correspondence;
- Anonymous complaints are not admissible;
- It is recommended that your complaint does not exceed eight pages, excluding enclosures.
- You are kindly requested not to use abusive or insulting language.

**I. Information concerning the author (s) of the communication or the alleged victim (s) if other than the author**



Individual                      Group of individuals                      NGO                      Other

Last name: .....

First name(s): .....

Nationality: .....

Address for correspondence on this complaint: .....

Tel and fax: (please indicate country and area code) .....

E-mail: .....

Website: .....

Submitting the complaint:

On the author's own behalf:

On behalf of other persons: (Please specify: .....

**II. Information on the State concerned**

Name of the State concerned and, as applicable, name of public authorities responsible for the alleged violation(s): .....

**III. Facts of the complaint and nature of the alleged violation(s)**

**The complaint procedure addresses consistent patterns of gross and reliably attested violations of all human rights and all fundamental freedoms occurring in any part of the world and under any circumstances.**

Please detail, in chronological order, the facts and circumstances of the alleged violations including dates, places and alleged perpetrators and how you consider that the facts and

## 9. 人権に関する(非公式)手続きの申立て

- 国連人権理事会の不服申立制度における電子ファイルの利用可能性-国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)および特別報告者
- 例:南セルビアのウラン兵器被害者のケースで利用 - 裁判手続の代替・補足として(より複雑で費用がかかる) - 国連側からのフィードバックを得ることが課題である。
- より根本的な注記:"戦略的訴訟"の問題
- 参照:マーシャル諸島事件-有害物質に関する特別報告者の事実調査ミッション(2012年)vs ICJ事件(2016年棄却)

# 10. まとめと展望



## 10. まとめと展望

- 被害者支援と環境修復に関連するTPNW(特に第6条と第7条)の大きな可能性を、既存の国際法との関連において活用する。
- 関連する問題について、異なる法律分野の弁護士間の交流を開始し、さらに深める。
- IALANAの国際的な議論への参加(「環境と紛争」という広い背景を踏まえて)-特に現在進行中および将来の協議活動との関連で取り組む。
- IALANAやICANのような市民社会団体間の議論や共同努力を継続する。
- メディアと芸術の役割への注目